

朝鮮の核放棄・朝鮮半島非核化を
どう達成していくか
平和運動の課題 (後半)

核をめぐる状況

不拡散ではなく核軍縮を

北朝鮮に核を放棄させるためには、もつひとつ、核をめぐる現在の状況を
変えていくことが問われている。

来日したハンス・ブリクス氏(大量破壊兵器に関する国際委員会 ICDIC 委員長・国連監視検証査察委員会 UNMOVIC 前委員長)は、11・17の講演の中でこう語った。全世界の関心は、北朝鮮による核・ミサイル実験や、イランにおけるウラン濃縮、テロリストによる核物質取得の可能性などに集中している。しかしその影で、いまだに米口を中心に27,000発の核兵器があること、その多くが即時発射態勢にあることが忘れ去られている。「不拡散」や「テロリズム」すなわち核が「広がる」のを止めることだけでなく、私たちは今「軍縮」を語らなければならぬ。(ピースポート共同代表・川崎哲氏のブログより)。

また、氏は以下のごとも指摘した。米国は新たな核兵器を開発し、イギリスは核兵器の更新を行おうとしている。

宇宙は急速に軍事化されており、核兵器配備が進むかも知れない。いま「軍縮」を語らなければいけないのに、実際には「再軍拡」が進んでいる

「包括的核実験禁止条約(CNCT)」を米
国が批准することが最優先の核軍縮課
題である。「核保有国は、核兵器の明確
な先制不利用政策を採用すべきである。
そして、核によらない安全保障を検討
すべきである。」(川崎哲氏のブログよ
り)。

そして、ハンス・ブリクス氏は、北
朝鮮の核開発に関連して次のようにも
語ったのである。「核兵器を取得しよ
うとする国は、なぜそう考えるのか。
それは安全が脅かされていると感じて
いるからであり、また、地位を得たい
と考えるからである。これらの動機に
対処することが必要である。」(川崎哲氏
のブログより)。

彼の上記の言葉、指摘の中に今日の
核をめぐる状況が端的に示されている。

第1に、核兵器保有国はそれを廃棄
することはおろか軍縮すらも実行する
ことなく保持し続けているという事実
である。今年の国連総会第一委員会に
新アジアシンドラ連合(注)が提案した決
議案「核兵器のない世界に向けて、核
軍縮の約束実行の加速」に対し、中国
(賛成)、ロシア(棄権)を除き他の核
保有国は反対した。非同盟国30カ

国が共同提案した決議案「核軍縮」に
ついても、米英仏、イスラエルは反対
している。これは核保有国の軍縮義務
を謳ったNPT第6条¹⁾、各締約国は、
核軍備競争の早期の停止及び核軍備の
縮小に関する効果的な措置につき並
びに嚴重かつ効果的な国際管理の下に
おける全面的かつ完全な軍備縮小に関
する条約について、誠実に交渉を行う
ことを約束する²⁾に明白に違反する。
核保有国は今も核抑止戦略を維持して
いる。

(注) 新アジアシンドラ連合³⁾核兵器廃絶の表現を自
指して共同行動を取っているスウェーデン、アイル
ランド、ブラジル、メキシコ、ニュージーランド、
エジプト、南アフリカの非核保有国7カ国、199
8年6月、この7カ国とスロベニアの外相がストッ
ホルムで「核兵器のない世界へ、新たな課題(新
アジアシンドラ)の必要性」という共同宣言を発表し、
核兵器廃絶に向けて新たな行動を開始したことから
「新アジアシンドラ連合」と称されることになった。そ
の後、スロベニアは米国の圧力により連合から脱退
した。

第2に、米国は核軍縮どころか今も
核軍拡を続けている。02年1月に米
議会に提出された「核態勢の見直し
議会」で、ブッシュ政権は「少なくとも
2025年までに、プッシュ政権は、少なく
とも7つの国(中国、ロシア、イラク、
北朝鮮、イラン、リビア、シリア)に
対して核兵器を使用する非常事態計画
を準備すること、一定の戦場の条件

において使用する小型核兵器を作るこ
とを軍部に命じた」と言われる⁴⁾。ロサ
ンゼルス・タイムズ⁵⁾03年3月9日)。
また、このNPTの前文でラムスフェ
ルト国防長官(当時)は、「『核態勢見
直し』は、戦略戦力の計画に関連した
冷戦時代の慣行を過去のものとしてい
る」と言い、冷戦時代の対ソ核戦略⁶⁾
「相互確証破壊(MAD)」を転換することを
宣言している。「使えない、使わない核
兵器」から「使える核兵器」への転換
である。そして、実際に核弾頭を装備
した地中貫通爆弾などの開発に踏み出
している。米国は湾岸戦争(1991年)
以来、劣化ウラン弾、ウラニウム兵器
を戦場で使用し続けてきたが、さら
に核兵器使用にまで手を伸ばそうと
しているのである。

第3に、米国は核保有国に核軍縮義
務を課したNPTから、不拡散戦略)
NSCに軸足を移し、拡散阻止だけに血
道をあげている。P Iは、米国等が
「大量破壊兵器」「関連物資・技術」な
どの輸送をしていると容疑をかけた第
三国船舶を公海上で自由に臨検、乗船
検査するというものである(公海自由
航行を原則とする海洋法条約に違反す
る)。要するに自らのイニシアティブで
確立したNPT体制を、自分に都合が
悪くなったならば投げ捨てるというこ
とである。包括的核実験禁止条約

(CTBT)にも反対、NPTも骨抜きでいつのは、国際法無視・破壊であり、核独占体制を維持しようとするものにはならない。

そして、第4に、核実験、核保有に對するダブルスタンダードである。北朝鮮の核実験に對しては、国連安保理は憲章第7章に基づく制裁決議（1718号）を採択した。しかし、1988年のインド、パキスタンの核実験に對しては、国連は非難決議（598号）しかあげていない。米国は経済制裁を行つたが、9・11事件後にはパキスタンに對する制裁を解除し、インドに對しては米印間の核取引を認めるに至つた。これによつてインドは国際フラン市場に自由にアクセスできることとなつた。また、イスラエルの核兵器保有は公然の秘密であるが、これを黙認している。核拡散に對するこのようなダブルスタンダードが横行している。

このような核兵器をめぐる状況を変えていかなければならない。北朝鮮に核開発停止を求めることは当然であるが、それと同時に核保有国に對して核軍縮の実行、核廃絶へのプロセスを明確にするよう求めていくことが必要である。また、ダブルスタンダードを直ちに止めさせないことには北朝鮮に核放棄を迫ることはできない。

どう解決していくか 平和運動に問われる課題

以上述べてきたように北朝鮮に核開発を放棄させ、朝鮮半島の非核化を実現していくためには北朝鮮に制裁を課し、圧力を加え続けるだけではすまない。北朝鮮が核に固執するにはそれなりの理由があるからである。また、北朝鮮は、圧力が強まり、孤立化が極まつていくにつれ核開発のプロセスを進め、「危険なカード」を切つてきたのである。北朝鮮が核放棄を約束し、朝鮮半島非核化を確認したのは、朝鮮半島非核化共同宣言、米朝「枠組み合意」、日朝「ジョンヤン宣言」等いずれも対話・協議の場であつた。

対話こそが問題解決を促すのである。6カ国協議再開は合意された。核実験実施という新たな状況の下で開催される協議であるが、ゼロから話し合いが始まるのではなく、05年9月19日の共同声明という協議のベースとなるものは存在する。我々、市民は政府間へ一線で開催される協議に参加することはできないが、協議があくまで共同声明の合意事項を基礎として進められるよう監視していく必要がある。

次に、日本で横行している、北朝鮮が置かれている現実を何ら踏まえない議論、情緒的な反北朝鮮キャンペーン

を、事実にも即した議論を起すことによつて克服していく必要がある。そして、何よりも日朝国交正常化の実現を求める世論を高めていくことが問われている。02年9月17日のジョンヤン宣言では、「不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与する」と確認しあつた。6カ国協議共同声明でもこのことを再確認し、核実験後においても破壊はしていない。あくまでジョンヤン宣言に基づき、国交正常化を進めていく必要がある。そのとき拉致問題の解決を求めていくことは当然であるが、その時同時に日本の植民地支配の清算も問われてくることを忘れてはならない（これもまた「ジョンヤン宣言」で確認済みである）。

さらに、核軍縮・廃絶を求める世論と運動を大きく広げていくことが問われている。北朝鮮は、核実験を実施しつつも、他方では朝鮮半島非核化を実現すると言つ立場は維持している。また、唯一の核戦力である潜水艦発射弾道ミサイル(SSB)「トライデント」が更新時期を迎えている英国では、「核兵器維持が放棄か」「朝日「ニッパ」を巡つて議論が高まつている。世論調査では、「トライデント」更新に反対が5

9%のほり、賛成の37%を大きく上回つていると言われている。このような中で、中川、麻生らの無責任な「核武装」論に對し核軍縮・廃絶の声、世論を起すことが必要である。そして、核大国・米国に国際的な核軍縮の取り極めを受け入れ、遵守するよう迫る国際的なキャンペーンを広げていく。

最後に、憲法、国際人道法を遵守し、非戦の地域をつくる運動をさらに広げていく。戦争は備えるのではなく防ぐもの、そのために交戦権を發動させない地域をつくつていくことが必要である。

原爆投下後の広島中心部付近

